

ざいたく 在宅の風

ご自由にお持ちください

平成29年7月発行

第38号

～在宅医療の新しいかたち～



医師の紹介

～ごあいさつ～



初めまして、7月より北村山在宅診療所に赴任いたしました橋本政敏と申します。私は整形外科を専門に学び、消化器外科、整形外科等の研修を行ってきました。大病院での勤務経験からしますと、通院の大変さ、自宅療養での限界について配慮しなければいけない事は分かっていますが、なかなかそこまで対応しきれないのが現実です。当診療所では、内科・外科かわらず在宅療養のお手伝いをさせていただき、地域の病院と十分な連携をはかって患者様の治療及び療養生活のお役に立ちたいと考えております。よろしくお願いいたします。



自己負担上限額変更のお知らせ

平成29年8月より自己負担上限額が2段階で変更になります。第1段階目が平成29年8月～平成30年7月までとなり下記のように変更されます。

<70歳以上の方の一月あたりの上限額>

外 来（個人ごと）の上限額

所得区分	現在	➡	H29.8月以降
現役並み所得	44,400円	➡	57,600円
一 般	12,000円	➡	14,000円
低所得Ⅰ・Ⅱ	8,000円	➡	8,000円

注) 1つの医療機関等での自己負担（院外処方を含む）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

年収 370万円未満の場合は新たに年間の上限額144,000円が設けられます。上記は外来個人ごとの上限額ですが、世帯ごとの上限額においても変更があります。

詳細は健康保険証に記載のある「保険者」へお問い合わせください。

編集後記 もうすっかり夏ですね。夏はお祭りや花火大会など楽しい行事がたくさんあり、私は夏が一番好きな季節です。皆さんはどの季節が好きですか？今年の夏も元気に過ごしていきたいでしょう☆ （高橋）

《お知らせ》

・後期高齢者医療保険証

8月1日より新しくなります。医療機関にかかる際には、必ず提示してください。ご協力をお願いいたします。

・限度額適用認定証

お持ちの方や更新をされた方は、健康保険証と一緒にご提示ください。

「梅雨だる」感じていませんか？

「梅雨だる」とは、梅雨の時期に体のだるさや肩がこるといった症状を感じることです。

低気圧や気温の寒暖差、「湿邪」という体内の余分な水分が消化器系に影響を及ぼすことが原因です。

《対策》・規則正しい生活をする

・質の高い睡眠をとる

・血液のめぐりをよくする

「梅雨だる」から「夏バテ」に繋がらないように生活習慣で解消しましょう。



発行：医療法人社団伍光会 北村山在宅診療所
〒999-3702 東根市温泉町二丁目5番3号
TEL:0237-41-0583
FAX:0237-41-0584
<http://www.denenchoufuiin.net/Kitamurayama/>

